

菊川市経済変動対策貸付金利子補給制度 概要

(建設経済部商工観光課)

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内中小企業者の経営安定を図るため、静岡県中小企業経営安定資金融資制度（以下「県融資制度」という。）にのっとり、必要な資金を融資した取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付する。

2 利子補給金の交付対象者

県融資制度にのっとり、経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）を融資した取扱金融機関

3 県融資制度の利用条件等

(1) 融資対象者

県融資制度要綱の別表のとおり

(2) 資金使途

事業資金（設備資金及び運転資金）

(3) 融資限度額

1企業につき、8,000万円

(4) 融資期間（据置期間）

10年以内（据置：設備3年以内、運転2年以内）

(5) 利子補給率

一律0.67%（普通保証、SN4号保証、SN5号保証、危機関連保証）

(6) 償還方法

元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

(7) 保証料率

県が定めるとおり

4 市の利子補給制度の利用条件等

(1) 融資対象者

市内に店舗、工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、以下のいずれにも該当するもの

① 県融資制度 経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）に係る融資の条件を満たしているもの

② 本制度に係る融資の申込日以前において納期が到来の市税等（徴収猶予に係る税額を除く）を完納していること

(2) 利子補給率（市上乗せ分）

一律0.67%（普通保証、SN4号保証、SN5号保証、危機関連保証）

(3) 利子補給期間

3年以内

(4) 申請期間

県融資制度に準ずる

【参考】県及び市の制度を利用した場合の基準金利

| | | 静岡県経済変動対策貸付金（新型コロナウイルス感染症対応枠） | | | |
|------|------|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 普通保証 | S N 4 号保証 | S N 5 号保証 | 危機関連保証 |
| 基準金利 | | 2.07% | 1.97% | 2.07% | 1.97% |
| 県補給率 | | 0.67% | 0.67% | 0.67% | 0.67% |
| 市補給率 | | 0.67% | 0.67% | 0.67% | 0.67% |
| 融資利率 | 3年間 | 0.73% | 0.63% | 0.73% | 0.63% |
| | 4年以降 | 1.40% | 1.30% | 1.40% | 1.30% |

5 利子補給金交付手続

(1) 融資を受ける場合

【事業者】

↓ 融資の申込み

【取扱金融機関】

↓ 菊川市経済変動対策貸付金申込書等の提出

【市】審査

↓ (取扱金融機関を経由して) 信用保証協会へ申込書類を送付

【信用保証協会】保証承諾の可否 (審査)

↓ 融資のあっせん

【取扱金融機関】

↓ 融資の実行

【事業者】

(2) 利子補給を受ける場合

【取扱金融機関】

↓ 利子補給金交付申請書等の提出

【市】審査

↓ 交付決定の通知

【取扱金融機関】

↓ 利子補給金請求書の提出

【市】

↓ 利子補給金の支払い【上半期 9 月下旬 下半期 3 月下旬】

【取扱金融機関】

6 融資の申し込み及び利子補給金の申請に係る必要書類

| 融資申し込み時 | | 利子補給金申請時 | |
|---------|-------------------------------|----------|------------------------|
| ① | 菊川市経済変動対策貸付金申込書 | ① | 菊川市経済変動対策貸付金利子補給金交付申請書 |
| ② | 県融資制度要綱別表に定める提出書類の写し | ② | 菊川市経済変動対策貸付金利子補給金計算内訳書 |
| ③ | 菊川市で事業を1年以上継続して営んでいることを証明する書類 | ③ | 請求書 (交付決定通知書受領後) |

※その他市長が必要として指示した書類